

住居確保給付金のしおり (家賃補助)

～離職・休業等によって、住居を喪失又は
そのおそれのある方へ～

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃業、または休業等の就業機会の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、大和市の自立相談支援機関である「自立相談窓口」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

- 41,000円（単身世帯）
- 49,000円（2人世帯）
- 53,000円（3～5人世帯）
- 57,000円（6人世帯）
- 64,000円（7人以上の世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により最大9か月まで延長可能）

支給方法：原則として不動産会社、大家等へ代理納付（口座振込）

家賃補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

1. イ) 離職等、又は
 ロ) 休業等により、
 経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居喪失のおそれがある
2. イ) 申請日において、離職等の日から2年以内（疾病、負傷、育児により
 求職活動できなかった期間がある場合はその期間は含まない）、又は
 ロ) 休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある方である。
3. イ) 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していた、又は
 ロ) 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持している
 ※複数人世帯の場合は、原則として最も収入の多い方が申請者となります。
4. 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の
 合計額が次の表の「③収入基準額」以下である
 ★収入に含むもの：給与（交通費除く）、自営収入（経費差引後）公的年金（月額換算）、
 年金生活者支援給付金、雇用保険の失業等給付、親族からの継続的な仕送り等
 ★収入に含まないもの：児童手当等の公的給付（月額換算）、融資、退職金、借入金、
 職業訓練受講給付金、22歳以下かつ就学中の方の就労収入（アルバイト代）、奨学金等

世帯人数	①基準額	②家賃額の上限	③収入基準額 ＝①基準額＋家賃額（②が上限）
1人	92,000円	41,000円	最大 133,000円
2人	139,000円	49,000円	最大 188,000円
3人	172,000円	53,000円	最大 225,000円
4人	214,000円	53,000円	最大 267,000円
5人	255,000円	53,000円	最大 308,000円

5. 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産
 （現金、預貯金、債権、株式、投資信託）の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産（現金＋預貯金）
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上	1,000,000円

6. ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。自営の場合は経営改善による自立に向けた活動を行うことも可能。
7. 住居の確保を目的として国や地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（家賃補助）の支給額

イ) 月収が基準額（下記の表①）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※

ロ) 月収が基準額を超え、収入基準額（下記の表③）未満の方は、以下の数式により算定された額と家賃額の上限（下記の表②）を比較して低い方の金額となります。

【100円未満切り上げ】

①基準額 + 実際の家賃額 - 月の世帯の収入合計額 = 住居確保給付金支給額

※ この制度における「家賃額」とは管理費・共益費・駐車場代等を含まない実家賃のみを指し、住居確保給付金基準額（下記の表②）を上限とします。

世帯人数	①基準額	②家賃額の上限	③収入基準額 =①基準額+家賃額（②が上限）
1人	92,000円	41,000円	最大 133,000円
2人	139,000円	49,000円	最大 188,000円
3人	172,000円	53,000円	最大 225,000円
4人	214,000円	53,000円	最大 267,000円
5人	255,000円	53,000円	最大 308,000円
6人	297,000円	57,000円	最大 354,000円
7人	334,000円	64,000円	最大 398,000円

例1：単身世帯で申請月の収入が80,000円、家賃額が60,000円の場合

①基準額92,000円 > 収入80,000円

②家賃額の上限41,000円 < 家賃額60,000円

→支給額は家賃額の上限41,000円となります。

例2：単身世帯で申請月の収入が120,000円、家賃額が60,000円の場合

①基準額92,000円 < 収入120,000円 < ③収入基準額133,000円

住居確保給付金支給額 = 92,000 + 60,000 - 120,000

= 32,000円 (<②家賃額の上限41,000円)

→支給額は一部支給の32,000円となります。

家賃補助の申請をするために必要なもの

書類	備考	確認欄
1 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード のいずれか	
2 離職等関係書類	イ) 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類 (離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、健康保険資格喪失証明書、廃業届、離職状況等に関する申立書等) ロ) 休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況であることを確認できる書類 (事業所の休業が確認できる書類・ウェブサイトの写し、シフト表、休業を命じる文書、イベント中止のチラシ、就業機会の減少に関する申立書等)	
3 収入関係書類	申請者及び申請者と同一世帯の方のうち、収入がある方全員について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し (給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳) (継続就労している方は直近3か月分の給与明細書)	
4 金融資産関係書類	①申請者及び申請者と同一世帯の方の金融機関全ての通帳(通帳は記帳してお持ちください。ネットバンクの場合、取引履歴を印刷してください。) ※ただし一括記帳の場合は金融機関発行の預金明細書が必要となります ②直近の公共料金(電気・ガス・水道)の領収書または請求書	
5 求職番号確認書類	ハローワークの求職番号がわかる資料(①か②のいずれか) ①求職受付票(ハローワークカード) ②求職登録をオンラインで行った場合、求職者マイページ ※申請の際に申請時確認書に求職番号を記入する必要があります。 (自営業者で経営改善の意欲がある方の場合には申請時点では不要)	
6 賃貸借契約書(契約期間、名義人、同居人に注意)	①原始契約書 および ②更新契約書(更新している場合①と②の両方) ※本人名義でない場合、賃貸借契約書の内容により住民票が必要な場合もあります	
7 住居関係書類	「入居予定住宅に関する状況通知書」または「入居住宅に関する状況通知書」 ※申請時にお渡しします。不動産媒介業者等もしくは貸主が記入(場合によっては委任状も必要)するものです。	
8 求職申込関係書類	「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」 または 「住居確保給付金・総合支援資金連絡票」	

住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、自立相談支援機関に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「求職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。管理費・共益費がある場合や、家賃額と支給額の差額が発生する場合は、ご本人から差額を支払うための調整をしてください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等の指定する口座へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

住居確保給付金（家賃補助）受給中の義務

住居確保給付金の支給が決定した場合、受給中は以下の求職活動要件を満たす必要があります。

（１）就労を目指す方【離職・廃業・休業等の方】

①月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

※最低１回は対面を原則として、それ以外は電子メール・郵送等での「求職活動状況報告書」の提出及び電話報告も可能。

②月２回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受ける

③原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

（２）経営改善・事業再生を目指す方

①月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

※最低１回は対面を原則として、それ以外は電子メール・郵送等での「求職活動状況報告書」の提出及び電話報告も可能。

②月１回以上、経営相談先（商工会議所、よろず支援拠点等）で経営相談等を受ける

③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、自立相談支援機関へ報告する。計画作成後は、月１回以上、計画に基づく活動を行う

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は６ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関に提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関に毎月提出してください。
- ◆ 休業等により収入が減収し、離職等と同程度の状況にある方については、事業の再開や就業機会の増加によって、収入が以前と同程度に戻った場合も常用就職と同様にみなします。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間（3か月）が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、2回まで延長（延長3か月＋再延長3か月）し、最大9か月受給することが可能です。

（要件）

- ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと
- ・延長申請時点で世帯の収入と預貯金が初回申請時と同じ基準額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長・再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金がかかる書類を準備して、自立相談支援機関へご相談下さい。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 受給中に常用就職するか、減少していた就業機会が増加し、結果として就労により得られた収入が一定額（3ページの表にある「③収入基準額」）を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 自立相談支援機関に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、自立相談支援機関へお越しください。

住居確保給付金（家賃補助）の再支給について

- ◆ 以下の場合には住居確保給付金の再支給を受けられる可能性があります。
- ◆ 就労を目指していた方
就労した後に新たに解雇になった場合（自己都合退職や、あらかじめ決まっていた雇用期間の終了は対象外です）
- ◆ 経営改善・事業再生を目指していた方
本人の責によらない理由で、廃業または収入が減少した場合

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【お問い合わせ先】

大和市自立相談窓口（大和市鶴間1-25-15 大和市役所第2分庁舎内）

TEL :046-200-6177 / FAX :046-263-2446